



それって「危険物」じゃないですか！？

ガソリンや塗料等の危険物は、消防法令で貯蔵・取扱いについて厳しく規制

事業所において、ガソリンや灯油、塗料などを大量に保管していませんか？

消防機関が行う立入検査において、消防法令に違反している事例が認められます。

「危険物」とは・・・

消防法で定められており、一般的に次のような性質を持った物品をいいます。

- ・火災発生の危険性が大きいもの
- ・火災拡大の危険性が大きいもの
- ・消火の困難性が高いもの



※私たちの身近なものでは、自動車燃料（ガソリン・軽油）、ストーブ燃料（灯油）、消毒用アルコール、塗料類、シンナー等があります。

「指定数量」とは・・・

危険物は、それぞれの危険性に応じて「指定数量」が規定され、危険性の高いものほど指定数量は少なく、危険性の低いものほど多く設定されています。

指定数量の倍数とは、「貯蔵または取り扱う危険物の数量が、指定数量の何倍であるか」をあらわすもので、「貯蔵または取り扱う危険物の数量」を「その危険物の指定数量」で除することで求めることができます。

指定数量以上の危険物の貯蔵・取扱いは、市長の許可を受け、消防法令の基準に適合する危険物貯蔵所等の設置が必要です。（消防法 第10・11条関係）

また、**指定数量の5分の1以上**指定数量未満（少量危険物）の危険物の貯蔵・取扱いは、管轄の消防署長へ届出し、那珂市火災予防条例の基準に適合する方法で貯蔵・取扱いをしなければなりません。（那珂市火災予防条例 第30～32・46条関係）

【主な危険物の指定数量一覧】

種別	品名	指定数量	性質	品目	製品例
第4類	第1石油類	200L	非水溶性	ガソリン・塗料類・シンナー	自動車燃料・ペンキ類
	アルコール類	400L		メタノール・エタノール	消毒用アルコール
	第2石油類	1,000L	非水溶性	灯油・軽油・塗料類・シンナー	自動車燃料、ストーブ燃料、ペンキ類
	第3石油類	2,000L	非水溶性	重油・クレオソート油	ボイラー燃料・船舶用燃料・防腐剤・ゴムやインクの原料
	第4石油類	6,000L		ギヤー油・シリンドラ油	潤滑油・エンジンオイル

【危険物の貯蔵・取扱い数量ごとの規制と必要な手続き】

貯蔵・取扱い数量	位置・構造・設備の技術上の基準	貯蔵・取扱いの技術上の基準	必要な手続き(申請・届出先)
指定数量（1倍）以上	消防法令で規制	消防法令で規制	許可申請が必要 (消防本部予防課)
指定数量の5分の1（0.2倍）以上～指定数量（1倍）未満 (少量危険物)	那珂市火災予防条例で規制	那珂市火災予防条例で規制	届出が必要 (管轄の消防署) ※個人の住居の場合 は指定数量の2分の1（0.5倍）以上 指定数量未満
指定数量の5分の1（0.2倍）未満	規制なし	那珂市火災予防条例で規制	手続き不要

※必要な手続きさえすれば良いわけではなく、規制されている基準に適合しなければなりません。

指定数量の倍数の計算式 【 貯蔵・取扱い数量 ÷ 指定数量 = 倍数 】

※複数の危険物がある場合は、倍数を合計します。

【例 1】

ガソリン 80L 貯蔵の場合

80L（貯蔵数量） ÷ 200L（指定数量） = 0.4 倍 → 届出が必要（0.2 倍以上（少量危険物）のため）

【例 2】

ガソリン 100L と 灯油 500L 貯蔵の場合

ガソリン 100L（貯蔵数量） ÷ 200L（指定数量） = 0.5 倍

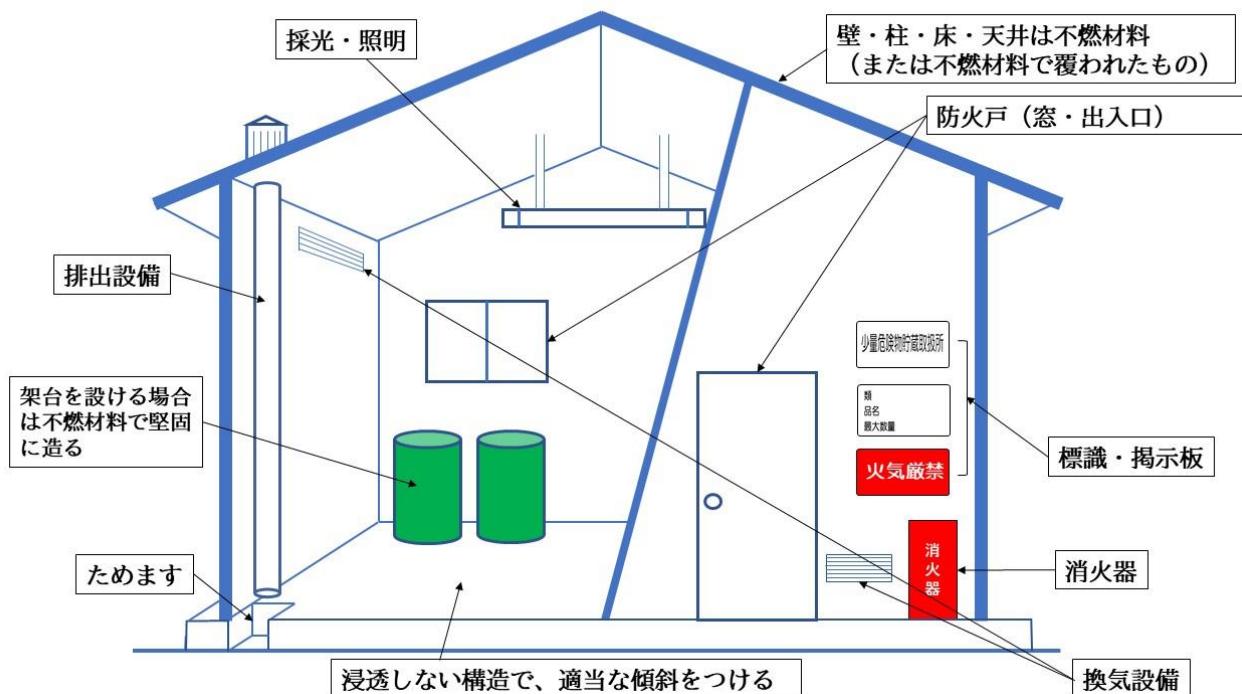
灯油 500L（貯蔵数量） ÷ 1,000L（指定数量） = 0.5 倍

ガソリン 0.5 倍 + 灯油 0.5 倍 = 1.0 倍 → 許可が必要（1.0 倍以上のため）

危険物を屋内において貯蔵し、または取り扱う施設の構造・設備の技術上の基準について
(例)

形態 規制	許可が必要	届出が必要
規制	屋内貯蔵所（独立平屋建の場合）	少量危険物貯蔵所
数量	指定数量（1倍）以上	指定数量の5分の1（0.2倍）以上～ 指定数量（1倍）未満
壁	耐火構造	不燃材料
柱	耐火構造	不燃材料
床	耐火構造、浸透しない構造、傾斜、 ためます	不燃材料、浸透しない構造、傾斜、 ためます
屋根	軽量な不燃材料	不燃材料（天井がない場合）
天井	設けることができない	不燃材料
窓・出入口	防火設備	防火戸
採光・照明	必要	必要
換気設備	必要（引火点70°C未満の危険物の貯 蔵所は排出設備）	必要（引火点40°C未満の危険物を貯 蔵し、または取り扱う場合は排出設 備）
電気設備	電気工作物に係る法令の規定による	電気工作物に係る法令の規定の例に よる

少量危険物を屋内で貯蔵する場合の例



－那珂市消防本部－

貯蔵・取り扱いの技術上の基準について

(指定数量(1倍)未満の場合)

那珂市火災予防条例(第30条関係)の適用を受け、下記の基準によらなければなりません。

- ・みだりに火気を使用しない。
- ・常に整理、清掃を行い不必要的物件を置かない。
- ・危険物が漏れ、あふれ、飛散しないよう措置を講ずる。
- ・貯蔵する容器は危険物の性質に適応し、破損、腐食、さけめ等がないものとする。
- ・貯蔵する容器を転倒、落下させるなど粗暴な行為をしない。
- ・地震等で、転落、転倒、他の落下物により損傷を受けないよう措置を講ずる。

危険物かどうかは、容器の表示で確認できます。

塗料類でも、危険物に該当しない場合もありますので容器に記載の表示等でご確認ください。



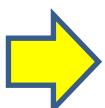
<表示例>

品名 第4類 第2石油類 非水溶性
危険等級 III
化学名 塗料用シンナー
数量 18L
注意事項 火気厳禁



少量危険物の数量以上の危険物を貯蔵・取り扱う場合

消防への相談



専用の貯蔵所等



－那珂市消防本部－

塗装業、自動車整備業、印刷業など危険物を業務で扱う事業所は特に注意が必要です。貯蔵・取扱い数量のご確認をお願いいたします。

消防法令に違反して危険物の貯蔵・取扱いをすると、行政指導や行政処分（除去命令等）の対象となります。（行政処分に反した場合は罰則が適用される場合があります。）

指定数量以上の危険物を貯蔵する施設で危険物の取扱いや、立会いを行う場合は、危険物の種類に応じた危険物取扱者の資格が必要となります。

危険物は、その性質上、引火すると爆発的に燃焼するなど 大変危険な状態を引き起こします。正しい知識で、法令の基準等を守りながら安全に使用しましょう。



危険物の貯蔵・取扱いについての相談、お問い合わせ先は下記のとおりです。

指定数量（1倍）以上：消防本部予防課 029-295-2114

指定数量（1倍）未満：東消防署 029-295-2111

西消防署 029-296-0059

※来庁される場合は、事前にお電話いただきますようお願いいたします。

※管轄区域が不明な場合は、消防本部予防課までお問い合わせください。